

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年9月3日（水）18：15～18：30
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他1名
（組合）執行委員長、書記長
4. 議 題：育児等に関する制度改正について
5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、育児等に関する制度改正についてご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「育児等に関する制度改正について（案）」をご覧ください。

まず、「1. 概要」でございますが、仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正するものです。

「2. 改正内容」でございますが、はじめに「（1）育児部分休業等」につきまして、「①育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等」として、育児部分休業及び育児部分休暇を下表のとおり改正いたします。

次ページをご覧ください。

「②会計年度任用職員等に係る育児部分休業の取得要件の変更等」でございますが、育児部分休業について、会計年度任用職員等の取得要件等を下表のとおり改正いたします。

次に「（2）介護時間」につきまして、勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能といたします。

次に「（3）その他」につきまして、「育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業」について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能といたします。また、これらの制度のうち育児時間を除くものについて、休暇等との併用により1日勤務しないことも可能といたします。

「3. 実施時期」につきましては、いずれも令和7年10月1日といたします。

私からは以上です。

（組合） とても前進になると思っています。特に教員は会計年度任用職員や臨時講師の方に助けられて、もっているという現状がありますので、正規だけでなくそういった方にも権利が広がっているのはありがたいと思います。

今若い職員が非常に増えてきています。保育園への送迎への後などの場合に、

勤務時間の終わりに限らずに取得できることは、とても前進したと思っています。

- (組合) 権利が前進することは素敵なことですが、それを生かすための実用的な部分でいうと、育児部分休業の取得により休む人や遅れる人が出てくることは、その人にとって見るととてもいいことですが、現場がそこをまかなっていかなければなりません。制度を利用して正規教員が休むことで、現場が非常に苦しい思いをしているというところを含めて、制度改正の中に、それを実現するための手立てとして、人を増やすということをセットで考えていただければと思います。